

原議保存期間	10年(平成37年3月31日まで)
有効期間	一種(平成31年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

警察庁乙備発第15号、乙官発第23号
乙生発第16号、乙刑発第13号
乙交発第13号、乙情発第14号
平成26年10月30日
警察庁次長

「国家公安委員会・警察庁業務継続計画（首都直下地震対応）」の改正について（依命通達）

国家公安委員会及び警察庁は、東日本大震災の反省教訓等を踏まえ、平成20年12月に策定した「国家公安委員会・警察庁業務継続計画」を平成24年5月、「国家公安委員会・警察庁業務継続計画（首都直下地震対応）」に改正し、同計画に基づいて首都直下地震が発生した場合における業務の継続性の確保に取り組んできたところであるが、本年3月、政府において、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）の規定に基づく「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」が策定され、各府省等が業務継続計画を策定するに当たって想定すべき被害様相等が変更されるとともに、職務代行者の選任等について、各府省等の計画に盛り込むよう定められたこと等を踏まえ、この度、「国家公安委員会・警察庁業務継続計画（首都直下地震対応）」を別添のとおり改正した。

改正の要点については、別紙のとおりであるので、庁内各局部においては、本計画に基づき、首都直下地震の発生時における業務継続に遺憾なきようにするとともに、各附属機関及び各地方機関においては、本計画に準じて業務継続計画を改正されたい。

なお、都道府県警察においては、既に平成24年中に業務継続計画を策定しているところであるが、各地域の実情等を踏まえつつ、必要に応じて、業務継続計画の見直し等を実施されたい。

命により通達する。

改正の要点

第1 経緯

平成25年12月に施行された首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき、本年3月28日に閣議決定された「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（以下「政府業務継続計画」という。）において、各府省等が業務継続計画を策定するに当たって想定すべき被害様相等が変更されるとともに、職務代行者の選任等を各府省等の計画に盛り込むよう求められたこと等を踏まえ、発生が危惧される首都直下地震に係る業務継続性の確保に関する検証を行い、その結果を業務継続計画に反映させるため、必要な改正を行ったもの。

第2 概要

1 被害想定

従来 of 被害想定に代え、政府業務継続計画により示された各府省等が想定すべき被害を、首都直下地震対策を検討する上での中心となる被害として想定したほか、警察庁庁舎（中央合同庁舎2号館）に関する被害事象を修正し、これら事態を踏まえた更なる燃料等の確保について規定した。

2 非常時優先業務と管理事務の区分

非常時優先業務のうち非常時優先業務を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の事務について新たに管理事務として位置付けた。また、非常時優先業務を定めた別表において、管理事務の内容として職員の招集や参集に関する事務等を明記した。

3 職務代行者の職務代行順位の規定

警察庁長官に事故があるときの職務代行者について、定められた職務代行者がその順位に基づき職務を代行する旨追加した。

4 職員の参集状況等の把握、周知

各所属において、所属職員の参集場所、所要時間等の情報を適切に管理するとともに、参集要領を職員に周知する旨追加した。

5 救助用資機材の確保

職員等の救助活動に必要な救助用資機材を確保しておく旨追加した。

6 その他

(1) 実施主体の明確化

業務継続計画の実施に伴う各種措置の実施主体について、記載を明確化した。

(2) 字句の修正

所属名の表記を統一した。

(3) 非常時優先業務の修正

各局の非常時優先業務について、字句の統一を図る等内容を一部修正した。

国家公安委员会・警察庁業務継続計画
(首都直下地震対応)

平成26年10月

(策定 平成20年12月)

国家公安委员会
警察 庁

目 次

第 1 章 総則	1
第 1 節 本計画の目的	1
第 2 節 実施方針	1
第 1 国家公安委員会・警察庁における実施方針	1
第 2 附属機関及び地方機関における対応	1
第 3 節 被害想定	1
第 2 章 業務継続実施責任者等	3
第 1 節 業務継続実施責任者	3
第 2 節 業務継続実施副責任者	3
第 3 章 非常時優先業務	3
第 1 節 業務の分類及び発災時における執務の方針	3
第 1 業務の分類	3
第 2 災害時における執務の方針	4
第 2 節 非常時優先業務の特定	4
第 1 業務影響分析の実施	4
第 2 非常時優先業務の特定	5
第 3 非常時優先業務の特定に係る調整	5
第 3 節 人員の把握	5
第 4 章 業務継続のための執務体制の確立	6
第 1 節 体制の確保	6
第 2 節 安否確認	6
第 3 節 参集	6
第 1 参集	6
第 2 平素からの措置	6
第 5 章 業務継続のための執務環境等の整備	7
第 1 節 庁舎機能の確保等	7
第 1 庁舎	7
第 2 電力	7

第 3	エレベーター	7
第 4	什器 ^{じゅう} 転倒防止措置	7
第 2 節	負傷者等への対応	8
第 1	負傷者の救護等	8
第 2	医療体制の確保	8
第 3	来庁者への対応	8
第 4	帰宅が困難となった職員等への対応	9
第 3 節	備蓄等	9
第 1	備蓄食料等の管理	9
第 2	事務用物資等の管理	9
第 4 節	代替施設	9
第 1	代替施設の整備・多重化	9
第 2	災害警備本部等の移転	9
第 3	移動方法	9
第 5 節	情報通信の確保等	10
第 1	情報通信の確保	10
第 2	情報システムの維持	10
第 6 章	教養訓練	10

(別添)

- 1 都心南部直下地震が発生した場合に想定される被害
- 2 警察庁における非常時優先業務の分類

第1章 総則

第1節 本計画の目的

この計画は、国家公安委員会・警察庁防災業務計画（以下「防災業務計画」という。）に定めるもののほか、首都直下地震（首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第2条第1項に定める首都直下地震をいう。以下同じ。）が発生した場合において、国家公安委員会及び警察庁内部部局が、各種の業務阻害要因に適切に対処しつつ、優先度が高い業務の継続性を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2節 実施方針

第1 国家公安委員会・警察庁における実施方針

この計画の実施に当たり警察庁内部部局は、相互に連絡を密にして一体的な活動を行い、その事務の迅速かつ適切な実施に努めるものとする。警察庁内部部局は、この計画の実施状況について、時機を逸することなく国家公安委員会に報告し、所要の指導等を受けるとともに、国家公安委員会を的確に補佐するものとする。また、他の省庁が行う業務継続（優先度が高い業務を継続し、又は早期に行うことをいう。以下同じ。）との調整を図り、総合的な業務継続の推進に寄与するように努めるものとする。

なお、この計画の内容については絶えず検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更するものとする。

第2 附属機関及び地方機関における対応

附属機関及び地方機関においては、この計画に準じた業務継続計画を策定し、相互に整合性を図るものとする。

また、附属機関及び地方機関は、業務継続計画を策定又は変更した場合には、警察庁警備局警備課（以下「警備課」という。）に当該計画を送付するものとする。

第3節 被害想定

首都直下地震は、発生の様相が極めて多様であることから、この計画において

は、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月28日閣議決定。以下「政府業務継続計画」という。）により示された各府省等が想定すべき被害を、首都直下地震対策を検討する上での中心となる被害であると想定する。

この場合において、予想される中央合同庁舎第2号館（以下「警察庁庁舎」という。）及び警察総合庁舎機能の状況及び対策については、表1のとおりである。

なお、政府業務継続計画の策定に当たっては、中央防災会議防災対策実行会議首都直下地震対策検討ワーキンググループから示された「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成25年12月。以下「報告書」という。）において想定する震度分布や被害様相が念頭に置かれているが、報告書において防災・減災対策の対象として設定されている都心南部直下地震が発生した場合に想定される被害は別添1のとおりである。

表1 ライフライン途絶時の警察庁庁舎及び警察総合庁舎の庁舎機能の状況及び対策

機 能	状況及び対策
電 力	<p>警察庁庁舎については、非常用自家発電機による電力確保が可能であるが、3日間を超えて停電が継続する場合には、発電用燃料の供給が必要となることから、引き続き警察庁庁舎の管理官庁である総務省と連携し、更なる発電用燃料の確保に努めるものとする。</p> <p>なお、非常用自家発電機の稼働時の電力供給状況は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 照明 約25%のみ点灯可能 ・ 電源 非常用電源コンセント(1口につき約12.5アンペア)のみ使用可能 ・ エレベーター 非常用の2基のみ稼働可能 <p>商用電源の停電は1週間継続する。</p> <p>(は、政府業務継続計画により示された各府省等の業務継続計画において想定すべき被害。以下同じ。)</p>
通 信	警察電話については、非常用電源の確保により通常時とほぼ

	<p>同様に使用可能。</p> <p>商用電話回線（固定電話及び携帯電話）の不通は、1週間継続する。</p>
<p>上水道</p> <p>下水道</p>	<p>警察庁庁舎については、貯水タンクに飲料用の上水をおおむね4日分、トイレ用の中水をおおむね2日分貯留しているところ、引き続き飲料水、簡易トイレの更なる確保に努めるものとする。</p> <p>断水は1週間継続する。</p> <p>下水道の利用支障は1か月継続する。</p>

なお、業務継続性を確保するためには、その前提となる庁舎機能を確保することが極めて重要であることから、あらゆる可能性を考慮した最悪事態に備える観点から、この計画では警察庁庁舎の機能が喪失する場合も想定することとする。

第2章 業務継続実施責任者等

第1節 業務継続実施責任者

警察庁各課（課に準ずるものを含む。以下同じ。）に業務継続実施責任者を置き、警察庁各課の長をもって充てる。業務継続実施責任者は、首都直下地震の発生時に的確に業務継続を推進するため、この計画に定められた業務を行うものとする。

第2節 業務継続実施副責任者

警察庁各課に業務継続実施副責任者を置き、警察庁各課の理事官（理事官が不在の場合にあっては警察庁各課の長が指定する課長補佐。以下同じ。）をもって充てる。業務継続実施副責任者は、業務継続実施責任者を補佐し、業務継続実施責任者に事故があるときは、その業務を代行するものとする。

第3章 非常時優先業務

第1節 業務の分類及び発災時における執務の方針

第1 業務の分類

警察庁内部部局の長は、首都直下地震の発生に備え、所掌する業務をあらかじめ災害応急対策業務（防災業務計画第2編第1章第2節に示される災害発生時における措置をいう。以下同じ。）、継続の必要性の高い通常業務（電力・通信等のライフライン及び公共交通機関の途絶並びに職員及び職員家族の被災等人的・物的資源に制約がある状況下においても、災害応急対策業務と並行して継続する必要性の高い業務をいう。以下同じ。）、管理事務（災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の事務をいう。以下同じ。）及びその他の通常業務に分類するものとする。

第2 災害時における執務の方針

- 1 国家公安委員会及び警察庁内部部局は、首都直下地震が発生した場合には、非常時優先業務及び管理事務の実施に必要な人的・物的資源を確保するため、その他の通常業務は、積極的に休止し、又は非常時優先業務及び管理事務の実施に影響を及ぼさない範囲で実施するものとする。
- 2 国家公安委員会及び警察庁内部部局は、被害の拡大状況や非常時優先業務の実施状況等を踏まえつつ、限られた人員を柔軟に運用することで、非常時優先業務の実効性が最大限確保されるよう努めるものとする。また、管理事務は、非常時優先業務の実施を支える重要な役割を担っていることから、その要員を確実に確保するものとする。
- 3 国家公安委員会及び警察庁内部部局は、電力・通信等のライフライン及び公共交通機関の復旧等により、その他の通常業務の実施に必要な人的・物的資源が確保されたときは、その他の通常業務を順次再開するものとする。
- 4 業務継続実施責任者は、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう留意するものとする。

第2節 非常時優先業務の特定

第1 業務影響分析の実施

- 1 警察庁内部部局の長は、非常時優先業務を特定するに当たっては、個々の業務が停止した場合に、国民生活等に与える社会的影響を評価する分析（以下「業務影響分析」という。）を行うものとする。
- 2 業務影響分析は、業務が2週間程度停止した場合を想定し、その影響の重大性を表2の基準に基づき評価することにより行うものとする。

表2 業務の停止に伴う影響の重大性の基準

影響の重大性		業務が停止することに伴い生じる影響の程度
レベル	軽微	社会的影響はわずかにとどまる（ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしても許容可能な範囲であると理解する。）。
レベル	小さい	若干の社会的影響が発生する（大部分の人は許容可能な範囲であると理解する。）。
レベル	中程度	社会的影響が発生する（社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人は許容可能な範囲であると理解する。）。
レベル	大きい	相当の社会的影響が発生する（社会的な批判が発生し、過半の人は許容可能な範囲外であると考える。）。
レベル	甚大	甚大な社会的影響が発生する（大規模な社会的批判が発生し、大部分の人は許容可能な範囲外であると考える。）。

第2 非常時優先業務の特定

警察庁内部部局の長は、業務影響分析の結果、影響の重大性が「中程度（レベル）」以上と評価した業務を非常時優先業務とし、影響の重大性が「小さい（レベル）」以下にとどまると評価した業務については、原則として非常時優先業務から除外するものとする。

なお、警察庁内部部局における非常時優先業務及び管理事務は、別添2のとおりとする。

第3 非常時優先業務の特定に係る調整

警察庁内部部局の長は、非常時優先業務の特定に当たっては、当該業務が他省庁の所掌する業務と密接に関連する場合には、当該省庁と必要な調整を行うものとする。

第3節 人員の把握

業務継続実施責任者は、職員の一部が業務に従事できないことを前提に、非常時優先業務及び管理事務を実施するために必要な人員をあらかじめ把握しておくものとする。特に、非常時優先業務について専門的な知識を有する職員が必要となる場合には、当該職員の代替職員をあらかじめ定めておくなどの措置を講ずるものとする。

第4章 業務継続のための執務体制の確立

第1節 体制の確保

国家公安委員会及び警察庁内部部局は、首都直下地震が発生したときは、緊急事態における警察庁の組織に関する訓令（平成17年警察庁訓令第6号。以下「緊急事態訓令」という。）第7条に定める招集及び第8条に定める参集により、非常時優先業務を実施するための体制を確保するものとする。また、警察庁長官に事故のあるとき又は欠けたときは、別に定めるところにより、当該定められた職務代行者がその順位に基づき職務を代行する。

第2節 安否確認

国家公安委員会及び警察庁内部部局は、首都直下地震が発生したときは、別に定めるところにより、国家公安委員会委員長、国家公安委員会委員及び警察庁内部部局の職員（以下「職員等」という。）並びにその家族の安否を確認するものとする。

第3節 参集

第1 参集

1 職員は、首都直下地震が発生したときは、緊急事態訓令第8条に定めると

ころにより、警察庁庁舎、代替施設（第5章第4節の代替施設をいう。以下同じ。）等に参集し、非常時優先業務を実施するものとする。

なお、職員は、参集に際し、必要と認められる衣類等を持参するものとする。

- 2 警備課は、災害警備本部等（防災業務計画第2編第1章第1節に示される災害発生時における警察庁の警備体制をいう。以下同じ。）の機能を代替施設に移転する必要がある場合、代替施設への参集を携帯電話、電子メール、自動通報システム等を活用し、速やかに職員等に伝達するものとし、伝達を受けた職員は代替施設に参集するものとする。
- 3 災害警備本部等又は業務継続実施責任者から参集に関する特別な指示がある場合は、当該指示を受けた職員はその指示に従うものとする。

第2 平素からの措置

- 1 業務継続実施責任者は、所属職員について、氏名、参集場所、所要時間、任務等の情報を適切に管理するとともに、所属職員に参集要領を周知しておくものとする。
- 2 職員は、発災時には公共交通機関が利用できない可能性が高いこと、及び道路についても火災や建物の倒壊等により通行できなくなる可能性があることを念頭に置き、平素から訓練等を通じ、複数の参集経路、参集方法及び参集に要する時間を確認するものとする。

第5章 業務継続のための執務環境等の整備

第1節 庁舎機能の確保等

第1 庁舎

- 1 国家公安委員会及び警察庁内部部局は、首都直下地震が発生したときは、庁舎の破損の有無を確認し、必要な場合は、警察庁長官官房会計課（以下「会計課」という。）に通報の上、立入禁止等の措置を講じるものとする。
- 2 会計課は、首都直下地震が発生したときは、各種業務を継続するために必要な庁舎内施設の利用制限を行うとともに、庁舎の機能維持に必要な警備、清掃、各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、業務継続に向けた協力

を要請するものとする。

第2 電力

- 1 国家公安委員会及び警察庁内部部局は、非常時優先業務を実施するために必要な機器を平素から非常用電源コンセントに接続しておくものとする。
- 2 国家公安委員会及び警察庁内部部局は、非常用自家発電機による電力供給が行われたときは、非常時優先業務を実施するために必要な電力以外の電力の使用を抑制するものとする。

第3 エレベーター

会計課は、首都直下地震の発生に伴い、庁舎内のエレベーターにおいて救助を要する事案が発生したときは、庁舎管理者等と連携し、必要な措置をとるものとする。

第4 什器転倒防止措置^{じゅう}

国家公安委員会及び警察庁内部部局は、地震の発生に備え、執務室等の書棚、キャビネット、テレビ、プリンター等の転倒及び落下を防止するための措置をとるものとする。また、資料等の散逸防止を図るため、キャビネット、ロッカー等の施錠に努めるものとする。

第2節 負傷者等への対応

第1 負傷者の救護等

- 1 国家公安委員会及び警察庁内部部局は、首都直下地震の発生に備え、職員等の救助活動に必要な救助用資機材及び負傷者の応急救護に必要な救護用品を確保しておくものとする。
- 2 国家公安委員会及び警察庁内部部局は、首都直下地震の発生により負傷者が生じたときは、救護用品を活用して応急救護処置を行うとともに、負傷状況に応じて警察庁診療所に来所させ、又は医療機関に搬送するものとする。
- 3 警察庁長官官房給与厚生課（警察庁診療所を含むものとし、以下「給与厚生課」という。）は、必要に応じて救護班を編成し、負傷者の応急救護処置や医療機関への連絡、搬送の支援を行うものとする。

第2 医療体制の確保

- 1 給与厚生課は、首都直下地震の発生に備え、あらかじめ対応が想定できる

医療機関の資料を作成し警察庁内部部局に周知するとともに、緊急事態の対処が長期化する場合に備え、警察庁診療所の医薬品の備蓄等を行うものとする。

- 2 給与厚生課は、緊急事態の対処が長期化する場合における職員等の健康管理を行うとともに、状況の程度に応じ、職員等の健康管理体制の確保のため被災地外の警察本部等に対して、所属する医療職員の応援を要請するものとする。

第3 来庁者への対応

- 1 国家公安委員会及び警察庁内部部局は、首都直下地震の発生により来庁者を庁舎内に一時待機させる必要があると認めたときは、非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲内において、来庁者を一時待機させるものとする。
- 2 国家公安委員会及び警察庁内部部局は、庁舎内に一時待機している来庁者の待機時間が長時間にわたるなど、非常時優先業務の実施に影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、災害警備本部等の調整の下、来庁者を庁舎周辺の帰宅困難者受入れ施設に案内又は誘導するものとする。

第4 帰宅が困難となった職員等への対応

国家公安委員会及び警察庁内部部局は、首都直下地震が発生したときは、交通機関の途絶等により帰宅が困難となった職員等の一時待機場所を確保するものとする。

第3節 備蓄等

第1 備蓄食料等の管理

会計課は、首都直下地震の発生時において食料等が入手困難となった場合に備え、備蓄食料等の適切な管理を図るものとする。

第2 事務用物資等の管理

国家公安委員会及び警察庁内部部局は、首都直下地震の発生時において事務用物資等が入手困難となった場合に備え、非常時優先業務の実施に必要な事務用物資等の適切な管理を図るものとする。

第4節 代替施設

第1 代替施設の整備・多重化

国家公安委員会及び警察庁内部部局は、首都直下地震の発生時において、警察庁庁舎がその機能を喪失した場合を想定し、災害警備本部等の機能を移転し得る代替施設の整備・多重化に努めるものとする。

第2 災害警備本部等の移転

警察庁内部部局は、警察庁庁舎の安全が確保されていない場合その他の当該庁舎を使用することが適当でないとする場合は、緊急事態訓令第6条第2項の規定により、災害警備本部等を速やかに代替施設に移転するものとする。

第3 移動方法

- 1 代替施設への移動は、徒歩又は自転車の利用等、陸路を原則とするが、道路の損傷等により陸路による移動が困難になった場合には、必要に応じて警察用航空機を活用することとする。
- 2 警備課は、警察庁庁舎から代替施設へ陸路で移動する経路について、あらかじめ職員等に周知するものとする。

第5節 情報通信の確保等

第1 情報通信の確保

- 1 警察庁情報通信局（以下「情報通信局」という。）は、警察庁庁舎及び代替施設において、災害発生時の被災状況の把握や迅速・的確な指揮命令、非常時優先業務の実施に必要な情報通信を円滑に確保するため、耐災害性の高い警察通信施設及び情報システムの整備を進めるとともに、維持管理を適切に実施する。
- 2 情報通信局は、災害警備本部等の立ち上げや各管区警察局・都道府県情報通信部、通信事業者等との連絡調整を行う担当職員の代替職員及び代替施設において通信機器を運用管理する担当職員を指名するなど、担当職員等の不在に対応した体制の確保を図るものとする。

第2 情報システムの維持

情報通信局は、各種情報システムを運用する担当職員の不在に対応した体制の確保を図るとともに、各種情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等

との協働が必要なものについては、関係事業者等との連絡体制を整備するなど、関係事業者等と連携した障害の対処体制を確保するものとする。

第6章 教養訓練

- 1 国家公安委員会及び警察庁内部部局は、職員等に対し本計画に関する教養、招集・参集訓練、発災時を想定した初動措置訓練等（以下「訓練等」という。）を実施し、業務継続のための手順について周知徹底を図るものとする。
- 2 警備課は、訓練等を計画・実施するとともに、その実施結果を検証し、今後実施する訓練等に反映させるほか、自動通報システムの点検を兼ね、災害警備本部等の本部要員に対する呼出訓練を適宜実施するものとする。
- 3 情報通信局は、災害警備本部等の立上げ、非常時優先業務の実施に必要な通信資機材の展開等を確実に行うことができるよう、関東管区警察局等と連携した訓練を実施するとともに、担当職員の不在に備え、代替職員に対する各種情報システムの操作方法の教養等を実施するものとする。

都心南部直下地震が発生した場合に想定される被害

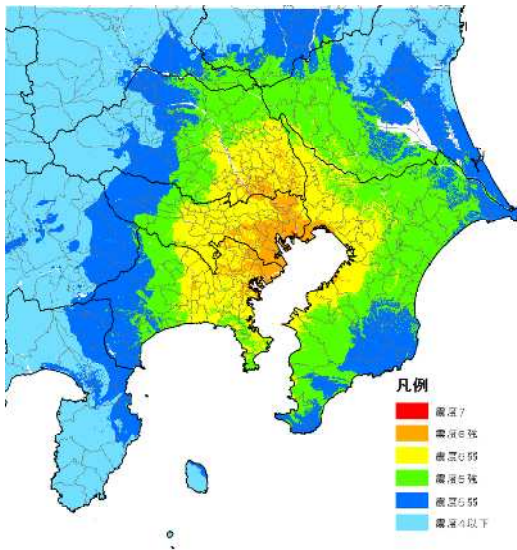


図 震度分布(都心南部直下地震)

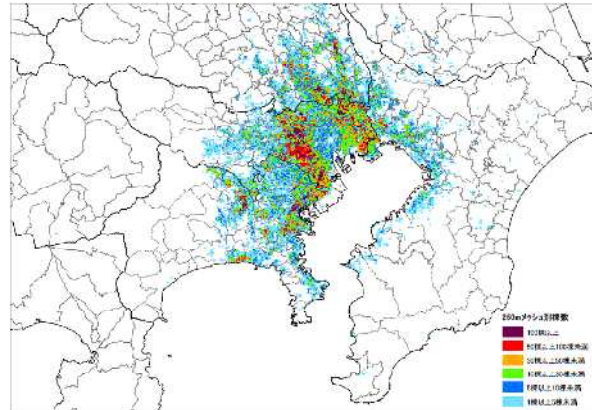


図 250mメッシュ別の全壊・焼失棟数
(都心南部直下地震、冬夕、風速8m/s)

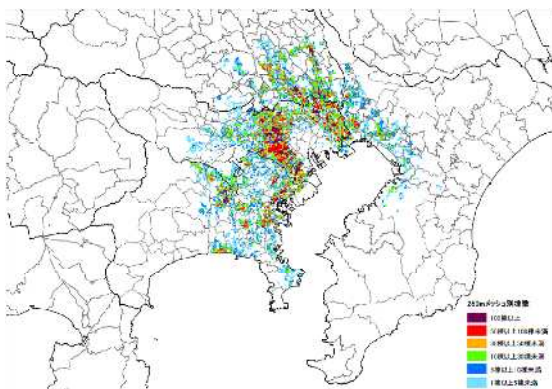


図 250mメッシュ別の焼失棟数
(都心南部直下地震、冬夕、風速8m/s)

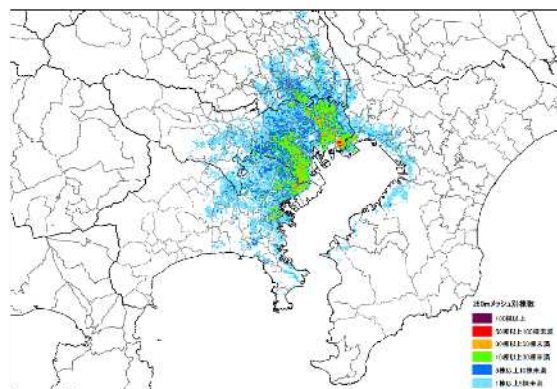


図 250mメッシュ別の揺れによる全壊棟数
(都心南部直下地震)

被害想定の概要

【人的・物的被害】

- ・ 建物倒壊による死者：最大 約11,000人(冬・深夜)
- ・ 火災による死者：最大 約16,000人(冬・夕・風速 8 m/s)
建物倒壊等と合わせて最大 約23,000人(冬・夕・風速 8 m/s)
- ・ 揺れによる建物被害に伴う要救助者：最大 約72,000人(冬・深夜)
- ・ 揺れによる全壊家屋：約175,000棟
- ・ 地震火災による焼失：約412,000棟(冬・夕・風速 8 m/s)
倒壊等と合わせて最大 約610,000棟(冬・夕・風速 8 m/s)

出典：「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)」
平成25年12月中央防災会議・首都直下地震対策検討ワーキンググループ

【ライフライン】

- ・ 上水道（給水人口約4,656万人中）
被災直後：断水人口最大で約1,440万人（全体の約3割）が断水する。
復旧推移：発災約1か月後には、ほとんどの断水の状況が解消される。
- ・ 下水道（処理人口約3,858万人中）
被災直後：最大で約150万人（全体の数%程度）が利用困難になる。
復旧推移：発災約1か月後には、ほとんどの地域で利用支障が解消される。
- ・ 電力
被災直後：最大約1,220万軒（全体の約5割）が停電する。
復旧推移：供給側設備の被災に起因して、広域的に停電が発生する。主因となる供給側設備の復旧には1か月程度を要する。
- ・ 通信（固定電話回線数約968万回線中）
被災直後：固定電話は、最大で470万回線（全体の5割）での通話支障が生じる。
携帯電話は、基地局の非常用電源による電力供給が停止する被災1日後に停波基地局率が最大となる。なお、被災直後は輻輳により大部分の通話が困難となる。
インターネットへの接続は、固定電話回線の被災や基地局の停波の影響により利用できないエリアが発生する。
復旧推移：固定電話は、発災直後に需要家側の固定電話端末の停電等の理由から広域的に通話ができなくなる。停電の解消に約1か月程度を要するので、固定電話の復旧にも約1か月程度を要する。
携帯電話においても、基地局の停電の影響を受け、復旧に約1か月程度を要する。
- ・ ガス（都市ガス）
被災直後：最大約159万戸で供給が停止する。
復旧推移：安全措置のために停止したエリアの安全点検やガス導管等の復旧により供給停止が徐々に解消され、供給停止が多い地域においても約6週間で供給支障が解消する。

【交通施設被害】

・ 道路

橋梁・高架橋の落橋・倒壊等の機能支障に至る大被害は首都地域内で約50か所発生する。

首都地域内の高速道路(高速自動車国道及び首都高速道路)については、阪神・淡路大震災以降、耐震補強が進んでいる。また、新潟県中越地震及び東日本大震災において、耐震補強後の橋梁について修復に長期を要する被害を受けた事例がなかったことを踏まえ、今回は大被害の発生は想定しない。

・ 鉄道

機能支障に至る鉄道構造物の中小被害(短期的には耐荷力に影響のない損傷)が首都地域内の鉄道(JR・私鉄・地下鉄計)で約840か所発生する。

・ 港湾

東京湾内の重要港湾にある923の岸壁のうち、地震発生直後に約250の岸壁が被害を受ける。

・ 空港

羽田空港、成田空港のターミナルビルは十分に耐震強化されており、発券業務、C I Q機能等の停止による機能停止の可能性は小さい。

羽田空港については、液状化により4本中2本の滑走路の一部について使用不能となる可能性がある。

アクセス交通の寸断により、空港が孤立する可能性がある。

東京管制部は十分な耐震性とバックアップ体制を備えており、管制業務停止による機能支障の発生する可能性は小さい。

【生活への影響】

・ エレベータ内閉じ込め

住宅、オフィスの被災及び停電により、エレベータ内における閉じ込め事故が多数発生し、最大で約1万7千人が閉じ込められる。

・ 道路閉塞

建物倒壊や焼失等により幅員の狭い道路を中心に道路が閉塞し、通行支障が発生する。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	関係都道府県警察等からの情報収集・連絡に関する事
		国民への情報伝達に関する事
		留置管理に関する事
		必要物品の確保に関する事
		車両・警察装備品等の支援に関する事
		在京外国公館等との連絡調整に関する事
		外務省との連絡調整に関する事
		被災地区からの通訳人派遣要請に係る連絡調整に関する事
		国家公安委員会の会議に関する事
		国家公安委員会の庶務・報告に関する事
	継続的業務の必要性の高	国民への情報伝達に関する事(災害関連情報を除く。)
		個人情報の保護に関する事(災害に関連する連絡・調整・指導)
		警察安全相談に関する事
		重大サイバー犯罪及びサイバー攻撃事案発生時の技術支援等の調整に関する事

上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集に関する管理事務及び警察庁全体の非常時優先業務を遂行するに当たり必要な安否確認等に関する管理事務を行う。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	関係都道府県警察等からの情報収集・連絡に関すること
		警察災害派遣隊の派遣等広域的な応援のための措置に関すること
		関係都道府県警察における警察活動の調整等に関すること
		防犯ボランティアの受入れに関すること
		警察通信指令に関すること(災害対策に係るものに限る。)
		銃砲刀剣類所持等取締法(第26条の事務に関することに限る。)の施行に関すること
	継続の必要性の高い通常業務	犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること
		犯罪の予防一般に関すること
		地域警察官の行う街頭活動に関すること
		水上警察に関すること
		鉄道警察に関すること
		警ら用無線自動車、警察用船舶及び警察用航空機の運用に関すること
		水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助に関すること
		警察通信指令に関すること(災害対策に係るものを除く。)
		火薬類の運搬及び取締りに関すること
		高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること
		核燃料物質等、放射性同位元素等、特定物質及び届出対象病原体等の運搬に関すること
		重大サイバー犯罪に関すること
		サイバー攻撃事案発生時の連携に関すること
		行方不明者その他応急の救護を要する者の保護に関すること
		児童虐待及び少年を被害者とする犯罪の防止及び被害少年の保護に関すること
		銃砲刀剣類所持等取締法(第26条の事務に関するものを除く。)の施行に関すること
		少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること
		環境関係事犯の取締りに関すること
		保健衛生関係事犯の取締りに関すること
		経済関係事犯等の取締りに関すること
		警備業法の施行に関すること

上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集に関する管理事務を行う。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害 応急 対策 業務	関係都道府県警察等からの情報収集・連絡に関すること
		警察災害派遣隊の派遣等広域的な応援のための措置に関すること
		関係都道府県警察における警察活動の調整等に関すること
		国民への情報伝達に関すること
	継続の 必要性の 高い 通常 業務	国民への情報伝達に関すること(災害関連情報を除く。)
		社会的反響が大きく、警察庁の指導・調整が必要となる犯罪の捜査に関すること
		各種照会業務の運用に関すること
		犯罪鑑識に関すること
		暴力団対策に関すること
		薬物銃器事犯の取締りに関すること
		外国人による組織犯罪の取締りに関すること
		国際的な犯罪捜査に関すること
		捜査共助に関すること
		日米合同委員会との連絡に関すること
		外国FIUその他の関係機関との連絡に関すること
犯罪収益移転防止法の施行に関すること		

上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集に関する管理事務を行う。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	関係都道府県警察等からの情報収集・連絡に関すること
		緊急交通路の指定等に関すること
		高速道路における交通対策に関すること
		警察災害派遣隊の派遣等広域的な応援のための措置に関すること
		広域交通管制室の運用に関すること
	継続の必要性の高い通常業務	国民への情報伝達に関すること
		交通情報に関すること
		交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること
		「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく措置に関すること
		警衛・警護に伴う交通対策に関すること
		広域又は大規模な交通規制・管制についての連絡調整に関すること
		広域交通管制システム等の維持管理に関すること
		運転者管理システムの運用に関すること
		災害復旧に係る予算要求に関すること

上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集に関する管理事務を行う。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	政府の災害対策本部への職員派遣・連携に関すること
		現地災害警備本部等への職員派遣・連携に関すること
		関係都道府県警察等からの情報収集・連絡に関すること
		警察災害派遣隊の派遣等広域的な応援のための措置に関すること
		関係都道府県警察における警察活動の調整等に関すること
		国民への情報伝達に関すること
		自発的支援の受入れに関すること
	継続の必要性の高い通常業務	国民への情報伝達に関すること(災害関連情報を除く。)
		警備犯罪の取締りに関すること
		「テロ・ゲリラ」事件等重大事案が発生した際の対処及び関連情報の収集・分析に関すること
		警衛・警護に関すること
		警備情報の収集・分析に関すること
		大規模警備の実施に関すること
		重要施設に対する警戒警備の調整等に関すること
		テロリストの侵入を防止するための水際対策に関すること
		サイバー攻撃事案が発生した際の対処及び関連情報の収集・分析に関すること

上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集に関する管理事務及び災害警備本部等の設置・運営に関する管理事務を行う。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害応急対策業務	関係都道府県警察等からの情報収集・連絡に関すること
		通信手段の機能の確認、回復等通信の確保に関すること
		通信制限による災害警備活動に必要な通信の確保に関すること
		幹線通信の確保のための応急措置に関すること
		通信資機材の支援に関すること
		情報システムの機能の確認及び回復に関すること
		災害警備活動に必要なデータベースの構築等に関すること
		警察災害派遣隊の派遣等広域的な応援のための措置に関すること
	継続の必要性の高い通常業務	警備・捜査等の通信運用の実施等に関すること
		情報システムの管理・運用に関すること
		警察通信施設の重要障害への対応に関すること
		都道府県警察に対する技術支援業務に関すること
		サイバー攻撃事案等への対応に関すること

上記非常時優先業務を遂行するに当たり必要な職員の招集・参集に関する管理事務を行う。